処分基準(公表用)

様式第4号

No.

		たり至中	$(\Delta \Delta \Delta I)$				冰八分4万
				<u> </u>	所管部 (局)・課	建築住宅	課
法令名	建築基準法			法令番号	昭和25年法律	第201号	
手続名	指定確認検査機関の)指定の取り消し		根拠条項	法第77条の3	5第2項	
都の 第3で、777 7 認 が 不	人は一部の停止を命じ 条の2第4項若しくは 気、第18条の3第3項 第77条の26、第7 7条の27第1項の認 7条の24第4項、第 7条の20各号に掲げる 検査の業務に関し著し を認検査の業務に関し著しな手段により指定を受け	後関が次の各号の一に該当することができる。 第5項、第7条の2第3項か 5、第77条の21第2項、第7条の28から第77条の2 可を受けた確認検査業務規定 77条の27第3項又は第7 る基準に適合していないと認 く不適当な行為をしたとき、 等しく不適当な行為をしたとき	ら第6項まで 第77条の22 29の2までス によらないで 7条の30第 めるとき。 又はその業務	、第7条の4第 2第1項若しく 2は第77条の 確認検査を行っ 1項の規定によ	第2項、第3項若し は第2項、第77 34第1項の規定 ったとき。 こる命令に違反した	しくは第6項 条の24第 に違反した。 ことき。	i、第7条の 1項から第: とき。

機関

機関

区分

2 弁明の機会の付与